



下水道を使用する
工場・事業場の皆様へ

事業場排水の水質規制



琴似発寒川 発寒川緑地

札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課



下水道は一般家庭や工場・事業場の排水を受け入れ水再生プラザ(下水処理場)で微生物の働きなどによってきれいな水にして河川や海へ還しています。

しかし、工場・事業場排水の中には下水道施設に悪影響を与える物質が含まれていることがあります。

このため、工場・事業場が下水道を使用する場合には、守っていただかなければならないルールがあります。

下水道を使用するときのルール

第1章 流してはいけない下水があります

- ・ 規制項目と下水道へ与える影響 …………… 2
- ・ 下水の水質基準と規制内容 …………… 3
- ・ 水質基準に適合させるために …………… 5

第2章 届出が必要です

- ・ 特定施設に関する届出 …………… 6
- ・ 除害施設の設置に関する届出 …………… 7
- ・ 届出の流れ …………… 7

第3章 排水に関する義務があります

- ・ 水質の測定義務 …………… 8
- ・ 報告の義務 …………… 8
- ・ 立入検査に応じる義務 …………… 8

第4章 事故時の措置に関する義務があります

- ・ 応急措置の責務 …………… 9
- ・ 水再生プラザ等への報告の責務 …………… 9

巻末資料 特定施設の一覧 …………… 11

第1章 流してはいけない下水があります

下水道へはどんなものでも流せるわけではありません。たとえば、強い酸性の水を流すと下水管が腐食しますし、有害物質を含む高濃度の排水などを流すと、下水処理場の微生物の働きが低下し処理能力に影響を及ぼします。

このことから、下水道へ流す排水には下水道法や札幌市下水道条例で水質基準が設定され水質が規制されています。

この水質基準に違反すると改善命令や罰則の対象となります。

規制項目と下水道へ与える影響

規制項目	下水道に対する主な影響
温度	高温排水は、下水管の腐食を進行させます。
水素イオン濃度(pH)	下水管を腐食させます。他の排水と混合すると有害ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS)	高濃度排水は、下水管の閉塞を招くとともに下水処理の機能を低下させます。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類、鉱油類)	油が固まって下水管を閉塞させることがあります。ガソリン等の揮発性鉱油類の排水は、火災の危険があります。
よう素消費量	高濃度排水は、下水管内で有毒ガスを発生させることがあります。
フェノール類	高濃度排水は、悪臭を発生させることがあります。また下水処理の機能を阻害します。
シアン	高濃度排水は、下水管内で有毒ガスを発生させ水再生プラザの微生物を死滅させます。
カドミウム、鉛等の重金属類、六価クロム、ひ素、セレン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ほう素、ふっ素、ダイオキシン類	水再生プラザでは処理できません。このため河川を汚染することになります。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等の揮発性有機化合物	揮発性が高く、下水管内での作業に支障をきたすおそれがあります。

○ 下水の水質基準と規制内容(令和6年4月1日現在)

物質または項目	基準	特定事業場			非特定事業場		
		1,000m ³ /日以上	50 m ³ /日以上 1,000 m ³ /日未満	50 m ³ /日 未満	50 m ³ /日 以上	50 m ³ /日 未満	
健康項目 (有害物質)	カドミウム	0.03 mg/L 以下					
	シアン	1 mg/L 以下					
	有機リン	1 mg/L 以下					
	鉛	0.1 mg/L 以下					
	六価クロム	0.2 mg/L 以下					
	ひ素	0.1 mg/L 以下					
	総水銀	0.005 mg/L 以下					
	アルキル水銀	検出されないこと					
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L 以下					
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下					
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下					
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下					
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下					
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下					
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下					
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下					
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下					
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下					
	チウラム	0.06 mg/L 以下					
	シマジン	0.03 mg/L 以下					
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下					
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下					
	セレン	0.1 mg/L 以下					
	ほう素	10 mg/L 以下					
	ふっ素	8 mg/L 以下					
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下					
ダイオキシン類	10 pg/L 以下						
生活環境項目など	フェノール類	5 mg/L 以下					
	銅	3 mg/L 以下					
	亜鉛	2 mg/L 以下					
	鉄 (溶解性)	10 mg/L 以下					
	マンガン (溶解性)	10 mg/L 以下					
	総クロム	2 mg/L 以下					
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/L 未満					
	浮遊物質 (SS)	600 mg/L 未満					
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	動植物油脂類	30 mg/L 以下				
		鉱油類	5 mg/L 以下				
	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満					
	よう素消費量	220 mg/L 未満					
	温度	45 °C 未満					

- 備考 1 排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがある。この規制の対象となるのは法令に定められている特定の施設を設置している工場・事業場に限られる。
六価クロム、ほう素、ふっ素、亜鉛など項目により、暫定排水基準が認められている業種が存在する。
- 2 排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることはないが、必要な措置が命じられ、これに従わないと処罰されることがある。この規制の対象となるのはすべての工場・事業場である。ただし、規制項目のうちダイオキシン類については工場・事業場の立地区域によって規制の対象となる場合とならない場合がある。
- 3 規制の適用を受けない。

Point 1

「特定施設」、「特定事業場」とは

特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設として法令で定められているもので、

- ①水質汚濁防止法に規定されている特定施設
 - ②ダイオキシン類対策特別措置法に規定されている水質基準対象施設
- の両方をいいます。(特定施設の一覧は P.11 ~ P.18 に掲載)

この「特定施設」を設置している工場・事業場のことを「特定事業場」といい、それ以外の工場・事業場を「非特定事業場」といいます。

Point 2

「直ちに処罰されることのある規制」

前表のピンク色の部分については、排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります。(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

この規制の対象となるのは特定事業場のみです。

ただし、規制項目のうち「ダイオキシン類」については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定されている水質基準対象施設を設置している工場・事業場だけが規制の対象となります。

なお、基準に適合していても基準に適合しないおそれがある特定事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設の使用や下水道への排水を停止するよう命令することもあります。(下水道法第37条の2)

Point 3

「改善措置などが命じられることのある規制」

前表の青色の部分については、排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰はされませんが、水質の改善措置や下水道への排水の一時停止などが命じられ(下水道法第38条第1項第1号)、その命令に従わなかった場合には処罰されることがあります。

この規制の対象となるのはすべての工場・事業場です。

ただし、規制項目のうち「ダイオキシン類」については、下水が豊平川・東部・手稲の各水再生プラザへ流入する工場・事業場だけが規制の対象となります。

●水質基準に適合させるために

工場・事業場の排水が水質基準に適合しない場合は、まず次のことを検討してください。

- (1) 製造方法や工程などを工夫して、原因となっている物質の使用量を削減する。
- (2) 各工程から下水へ流している原因物質の量を把握し、その排出の抑制に努める。
- (3) 下水へ流している廃液の一部を回収し、処理業者へ委託処分する。

これらの方法でも水質基準に適合しない場合は、除害施設(廃水処理施設)を設置する必要があります。なお、除害施設は廃水の種類により処理方法が異なります。

代表的な除害施設

	除去できる物質	方法
活性汚泥法	高濃度の有機性汚濁物質など	廃水を活性汚泥と混合し十分な空気を送り込んで汚泥中の好気性微生物の働きにより除去する
凝集加圧浮上法	油分など	廃水に薬品を添加し、固まり(フロック)になった汚濁物質を強制的に浮上させ除去する
凝集沈殿法	重金属など	廃水に薬品を添加し、固まり(フロック)になった汚濁物質を自然沈降させ除去する

【自動車整備や洗車を行う事業場】

鉱油類を含む排水を公共下水道へ排出する事業場(自動車整備工場、ガソリンスタンド、タクシー会社、コイン洗車場など)は、除害施設の設置及び届出が必要です。札幌市では「除害施設設置及び維持管理指導指針」で定める構造基準に適合する重力式油水分離槽を設置するよう指導しています。計画の段階でご相談ください。

・札幌市ホームページ「除害施設設置及び維持管理指導指針」

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/documents/guidelines-jyogai.pdf>

・札幌市ホームページ「鉱油類を含む排水の処理について(リーフレット)」

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/documents/kouyupamphlet2021.pdf>

【透析を行う医療機関】

人工透析装置内部の洗浄に酸性又はアルカリ性の薬品を使用する場合、洗浄排水が酸性又はアルカリ性になり、水素イオン濃度(pH)が水質基準の範囲(5を超え9未満)を超えるおそれがありますので、中和処理装置を設置し、排水のpHが水質基準を超えないように管理してください。中和処理装置を設置する際には、届出が必要です。中和槽の滞留時間など、排水の水質基準を満たすことができるかどうか審査を行いますので、計画の段階でご相談ください。

・札幌市ホームページ「透析装置の洗浄排水について(リーフレット)」

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/documents/tousekisoutisenjouhaisui.pdf>

第2章 届出が必要です

1 特定施設に関する届出

特定施設を新たに設置しようとする事業場や特定施設を設置している事業場は、札幌市長に次の届出をしなければなりません。

届出の種類	届出を必要とする場合	提出期限
特定施設設置届	特定施設を新たに設置しようとする場合	工事着手の 60日前
特定施設の 構造等変更届	特定施設を設置している事業場が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量や水質などを変更しようとする場合	変更に伴う 工事着手の 60日前
特定施設使用届	特定施設を設置している事業場が、新たに下水道を使用する場合	使用の日から 30日以内
	使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	指定された日 から30日以内
氏名変更等届	特定施設の設置に関する届出をした事業場が届出者の氏名、住所、事業場の名称等を変更した場合	変更の日から 30日以内
承継届	特定施設の設置に関する届出をした事業主から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合	承継の日から 30日以内
特定施設 使用廃止届	特定施設の使用を廃止した場合	廃止の日から 30日以内

※届出書に申請者の押印は不要です。

注) これらの届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は処罰されることがあります。

- ・「設置届」、「構造等変更届」： 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・「使用届」： 20万円以下の罰金
- ・「氏名変更等届」、「承継届」、「使用廃止届」： 10万円以下の過料

①下水道放流事業場が、有害物質を取り扱う特定施設や貯蔵施設を設置する場合、水質汚濁防止法に基づく届出等が別途必要になります。詳しくは、環境局環境対策課(011-211-2882)までお問い合わせください。

②有害物質を使用した特定施設を廃止したときは、所有者等が土壌汚染対策法に基づき環境省令に定める調査を行い、札幌市長へ報告しなければならない場合があります。詳しくは、環境局環境対策課(同上)までお問い合わせください。

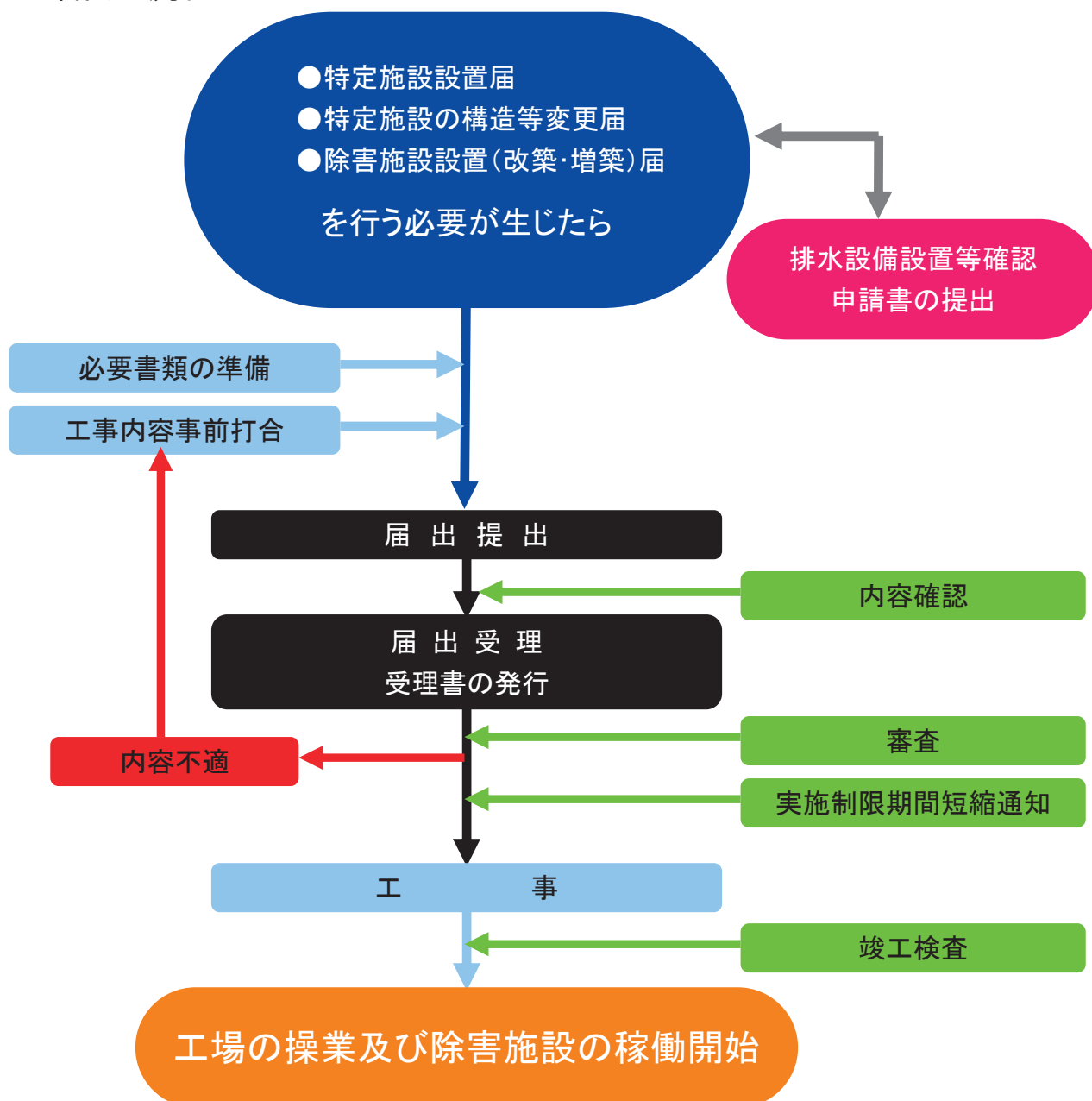
2 除害施設の設置に関する届出

非特定事業場が、除害施設を設置するときは、札幌市長に次の届出をしなければなりません。

届出の種類	届出を必要とする場合	提出期限
除害施設設置 (改築・増築)届	除害施設を新築や増・改築しようとする場合	工事着手の 60日前

※届出書に申請者の押印は不要です。

3 届出の流れ



第3章 排水に関する義務があります

1 水質の測定義務(下水道法第12条の12)

特定事業場の事業主は下水の水質を測定し、その結果を記録し、5年間保存しておかなければなりません。水質測定の結果、排水基準を超えていた場合には、直ちに原因を究明し、適切な処置をとっていただくとともに、下水処理等に影響を及ぼす場合もありますので、当課までご連絡ください。

水質測定項目や測定回数については、札幌市が定める「下水の水質測定義務に関する指導要綱」をご確認ください。

・札幌市ホームページ「下水の水質測定義務に関する指導要綱」

<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/documents/shidouyoukou.pdf>

注) この記録をしなかったり虚偽の記録を行うと処罰されることがあります。
(20万円以下の罰金)

2 報告の義務(下水道法第39条の2)

工場・事業場の事業主は、札幌市長の求めに応じて事業場の状況、除害施設または下水の水質に関して必要な報告をしなければなりません。

注) これらの報告をしなかったり虚偽の報告を行うと処罰されることがあります。
(20万円以下の罰金)

3 立入検査に応じる義務(下水道法第13条)

公共下水道管理者は、必要な限度において事業場へ立ち入り、検査できることとなっています。立入検査の際は、事業場からの下水の排除の状況を確認するために、事前に提出された届出内容に基づき、特定施設、排水設備、除害施設の稼働状況、廃液や汚泥等の処理状況を検査します。立入検査は、特定事業場だけでなく一般事業場も対象となる場合があります。また、排水の水質を確認するために、原則として事前通知なしで採水を行い、下水排除基準を超えないよう監視を行っています。

注) 立入検査を拒んだり妨げると処罰されることがあります。(20万円以下の罰金)

第4章 事故時の措置に関する責務があります

1 応急措置の責務(下水道法第12条の9)

特定事業場の事業主は、有害物質や油を含む下水が排出され公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、この下水の排出を防止するための応急の措置を講じなければなりません。

2 水再生プラザ等への報告の責務(下水道法第12条の9)

特定事業場の事業主は、上記の事故が発生したときは応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該下水が流入する水再生プラザ等に連絡しなければなりません。

具体的な連絡先は次のとおりです。

事故時の連絡先

- 平日(月曜～金曜日)の 8:45 ～ 17:15 (祝日と年末年始を除く)

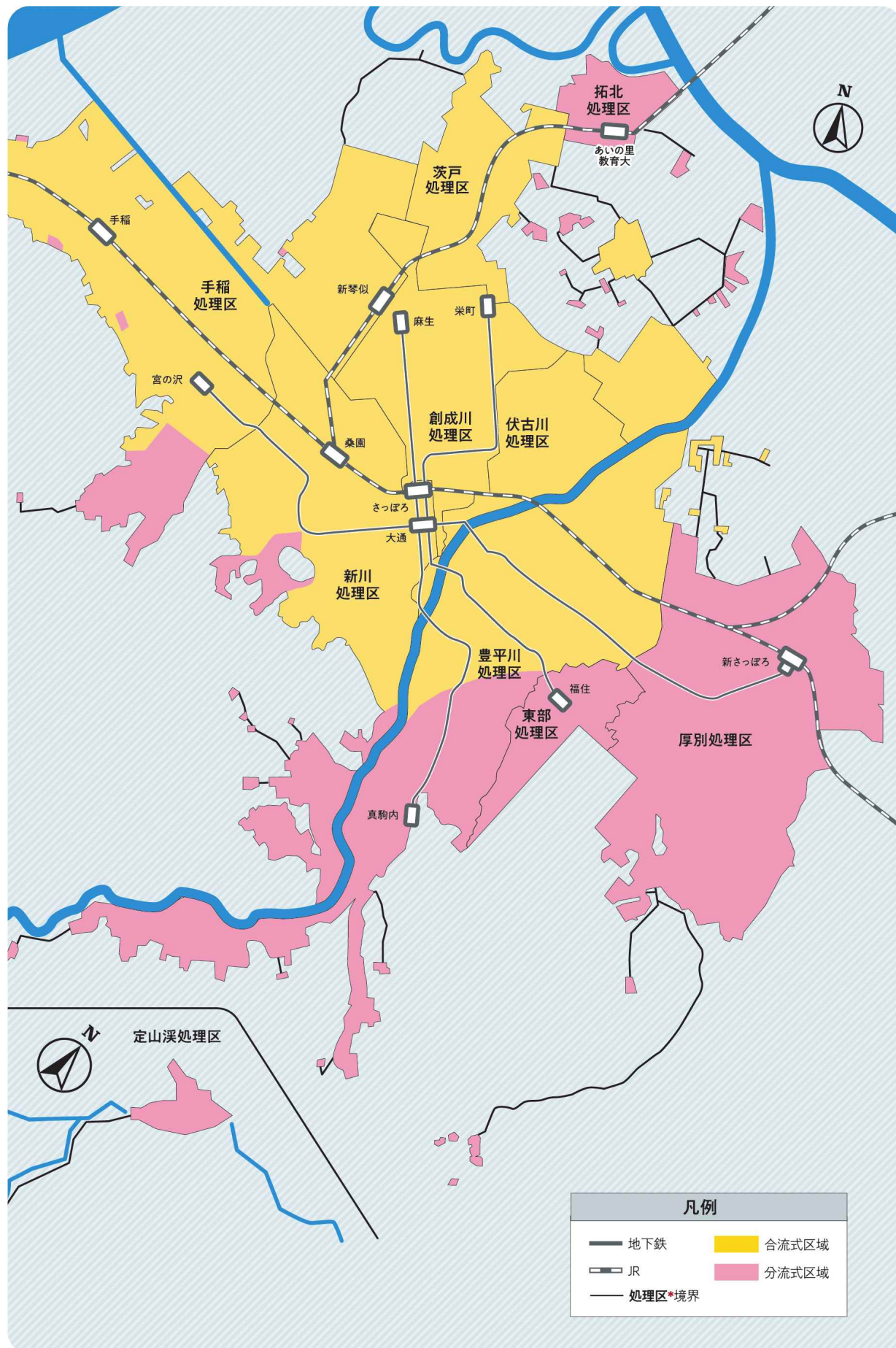
TEL 011 - 818 - 3422 (札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課)

- それ以外の場合 (平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始)

貴事業場の下水が流入する、次のいずれかの水再生プラザ

夜間・土日祝日の連絡先	電 話
創成川 水再生プラザ	011 - 736 - 6371
拓 北 "	011 - 778 - 9793
伏古川 "	011 - 781 - 2331
茨 戸 "	0133 - 74 - 4395
豊平川 "	011 - 871 - 5121
厚 別 "	011 - 891 - 4360
定山溪 "	011 - 598 - 2820
東 部 "	011 - 874 - 2531
新 川 "	011 - 611 - 5305
手 稲 "	011 - 683 - 1561

札幌市内の水再生プラザの処理区



○ 水質汚濁防止法に規定されている特定施設の一覧

(水質汚濁防止法施行令 別表第一)

番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

番 号	名 称
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設の うち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

番 号	名 称
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設

番号	名 称
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ葉原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、排ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業場法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（※1） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設（※2）
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

番 号	名 称
69の2	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※3）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの（※4） イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（※2）（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

（※1） 66号の3関係 旅館業に関する下水道法上の取扱いについて

旅館業のちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設（温泉を利用するものを除く）を設置する事業場については、下水道法上においては ①特定施設に関する届出の義務 ②直ちに処罰されることのある水質基準の適用 などが除外されている。ただし、①水質の測定と記録の義務 ②札幌市長の求めに応じた報告の義務 は有する。

（※2） 67号及び71号の5関係 コインランドリーに設置される洗浄施設について

コインランドリーに設置される洗浄施設は、第67号「洗濯業の用に供する洗浄施設」には該当しないが、テトラクロロエチレンを使用する場合は、第71号の5に該当する。

(※3) 71号の2関係 環境省令で定める研究、試験、検査又は専門教育等を行う事業場

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設

(※4) 71号の4関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の政令で定める産業廃棄物処理施設

< イ の施設 >

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第7条)

- 1 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が 10m^3 を超えるもの
- 3 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が 5m^3 を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの
 - ハ 火格子面積が 2m^2 以上のもの
- 4 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が 10m^3 を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
- 5 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
 - イ 1日当たりの処理能力が 1m^3 を超えるもの
 - ロ 1時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの
 - ハ 火格子面積が 2m^2 以上のもの
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が 50m^3 を超えるもの
- 8 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 1日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの
 - ロ 火格子面積が 2m^2 以上のもの
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

< ロ の施設 >

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第7条)

- 12 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 12の2 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 13 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

○ ダイオキシン類対策特別措置法に規定されている水質基準対象施設の一覧

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第二)

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第一 第5号(*1)に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(*2)
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第一の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

(* 1) 15号関係 別表第一 第5号 に掲げる廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積合計）が0.5m²以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

(* 2) 16号関係 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第7条 に掲げる施設

第12号の2 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

第13号 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

札幌市公式ホームページ内「工場・事業場の排水規制」

<http://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/05otoiawase.html>

上記のサイトにアクセスすると下記の情報を見たり、様式やリーフレットをダウンロードすることができます。

- 届出書の様式
- 各種リーフレット
 - 「鉱油類を含む排水の処理について」
 - 「透析装置の洗浄排水について」
- 下水の水質基準
- 特定施設の一覧
- 札幌市が定める「下水の水質測定義務に関する指導要綱」
- 札幌市が定める「除害施設設置及び維持管理指導指針」

●事業場の排水規制に関するお問い合わせ先

札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課水質指導係

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号

(札幌市下水道河川局庁舎1階)

TEL 011-818-3422 FAX 011-818-3457

E-mail:suishitsu_shidou@city.sapporo.jp

